

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(3) 基本原則</p> <p>① (略)</p> <p>② 目的の認識</p> <p><u>審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による監査証明業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理システムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。</u></p> <p><u>また、検査の実施に当たっては、監査事務所における監査証明業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている。このため、検査では、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある。</u></p> <p>検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。</p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(3) 基本原則</p> <p>① (略)</p> <p>② 目的の認識</p> <p><u>業務の運営の状況の検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による監査証明業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理システムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。</u></p> <p><u>虚偽又は不当の証明(虚偽証明等)の検査¹は、監査証明業務に対する公正性及び信頼性を確保するために、企業が作成した財務書類に虚偽記載が認められた場合に、その監査について虚偽又は不当のある証明が行われたかを検証するものである。</u></p> <p><u>こうした観点から、検査の実施に当たっては、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。</u></p> <p>検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>③～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 検査実施手続等</p> <p>5. 検査モニター制度 (略)</p> <p>(2) 検査モニター制度の概要</p> <p>検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。</p> <p>① <u>意見聴取</u></p> <p>イ. 実施者</p> <p>実施者は、<u>審査会事務局総務試験課長（以下「総務試験課長」という。）又は総務試験課長が指名する者とする。</u></p> <p>ロ. 実施方法</p> <p>実施者は、<u>検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、原則、立入検査着手日以後、検査結果を通知するまでの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。</u></p> <p>② 意見受付</p> <p>イ. 意見提出方法</p>	<p>③～⑤ (略)</p> <p><u>脚注1</u></p> <p><u>令和4年5月の法改正により審査会の検査権限が拡大し、虚偽証明等の検査の実施が可能となった。</u></p> <p>II 検査実施手続等</p> <p>5. 検査モニター制度 (略)</p> <p>(2) 検査モニター制度の概要</p> <p>検査モニターは、<u>原則、「意見受付」の方法により実施する。ただし、審査会事務局総務試験課長（以下「総務試験課長」という。）が必要と判断した場合には、併せて「意見聴取」を実施する。</u>意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 意見受付</p> <p>イ. 意見提出方法</p>

改正前	改正後
<p>電子メール又は郵送による。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>Ⅲ 検査結果等の取扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報^(注1)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 被監査会社の監査役等及び取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役に対して、次の内容を書面で伝</p>	<p>電子メールによる。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>② 意見聴取</p> <p>イ. 実施者</p> <p><u>実施者は、総務試験課長又は総務試験課長が指名する者とする。</u></p> <p>ロ. 実施方法</p> <p><u>実施者は、立入検査着手日以後、検査結果を通知するまでの期間に、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、検査対象先が希望しない場合には実施しない。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>Ⅲ 検査結果等の取扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。<u>併せて、虚偽証明等の検査の場合には、当該検査対象先以外への第三者への開示については、必ず審査会の事前承諾が必要となることを説明し承諾を得るものとする。</u></p> <p>a. (略)</p> <p>b. 被監査会社の監査役等及び取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役に対して、<u>業務の運営の状況の</u></p>

改正前	改正後
<p>達する場合 (略)</p> <p>c. <u>大手監査法人</u> ^(注2) が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名を秘匿化した上で、以下の内容を開示する場合 (略)</p> <p>(注1) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。</p> <p>(注2) <u>審査会では、監査事務所をその規模に基づき分類しており、大手監査法人は、上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本指針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人を指す。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>検査に関する次の内容を書面で伝達する場合</u> (略)</p> <p>c. <u>検査先</u>が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名を秘匿化した上で、以下の内容を開示する場合 (略)</p> <p>(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>V 書類の作成等に関する留意点</u></p> <p><u>1. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点</u> 検査対象先が提出する書類における代表者等の氏名の記載については、法令の手續に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。</p> <p><u>2. 書類の提出方法等の留意点</u></p>

改正前	改正後
<p><u>V 施行日</u> <u>(新設)</u></p>	<p><u>検査対象先から審査会への書類の提出及び審査会から検査対象先への書類の交付については、それぞれ電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>VI 施行日</u> <u>(改正)</u></p> <p><u>本基本指針は、令和8年7月1日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。</u></p>